

告示

埼玉県告示第八百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	廃止年月日
杉下内科	ふじみ野市清見三―一―二二	令和七年八月三十 一日
柳瀬川ファミリークリ ニック	志木市幸町四―一―一	令和四年三月三十 一日
坂戸メディカルクリ ニック	坂戸市三光町二二―二五	令和七年一月三十 一日
りえこ歯科・矯正歯科 クリニック	加須市道目四四七―七	令和七年八月三十 一日
医療法人社団小田倉 会上里スマイル歯科	児玉郡上里町金久保三五九―イオン タウン上里二F	令和七年八月三十 一日
さかした歯科医院	朝霞市朝志ヶ丘一―六―三五	令和七年八月三十 一日
坂詰歯科医院	行田市中央一三―一二	令和五年四月三十 日

もえぎ薬局	上尾市中妻五―一二―六三	令和七年七月一日
あおい薬局	春日部市下柳一四二九―八	令和七年八月三十一日
ふじのはな薬局	春日部市新宿新田二二八―五	令和七年八月三十一日
ホッとライフ薬局	久喜市古久喜二六―一	令和七年八月三十一日
ワイエス薬局	八潮市大瀬六―九―八エスタシオンT Y一階	令和七年八月三十一日
シンコー薬局 明戸店	熊谷市川原明戸八五九―一七	令和七年八月二十日
くるみ薬局	児玉郡神川町元阿保三六〇―一	令和七年八月三十一日
パル薬局新座店	新座市新座一―一四―一	令和七年八月三十一日
フレアス訪問看護ステーション草加	草加市草加二―一四―二五ドミールイ ソダA棟二〇二号室	令和七年八月三十一日
フレアスカンタキ訪問看護ステーション草加	草加市草加二―一四―一〇	令和七年八月三十一日